

# 生活困窮者自立支援制度の概要と 高島市における取組み



**滋賀県高島市**

健康福祉部社会福祉課  
くらし連携支援室

# 生活困窮者自立支援法の基本理念・定義

平成25年12月「生活困窮者自立支援法」が成立、平成27年4月1日より施行  
平成30年6月8日同法の一部を改正する法律が公布、同年10月1日施行

## 【基本理念】

- ① 生活困窮者の尊厳の保持
- ② 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ③ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）

## 「生活困窮者」とは？

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

# 法による努力義務と会議体の設置

## 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務

自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、**自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことの努力義務**を規定

⇒ 関係部局との連携強化により生活困窮者を確実につなげ適切な支援を実施

## 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

自治体は、関係機関等を構成員とする、生活困窮者に対する支援に関する**情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置**をできることを規定

関係者間の情報共有を適切に行うため、**構成員に対する守秘義務**を規定

⇒ 世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、早期、適切な支援が可能

# 新しい生活困窮者支援のかたち

**包括的な支援** 多様で複合的な課題が「制度の狭間」に陥らないよう広く受け止め対応

**個別的な支援** 適切なアセスメントを通じて個々人の状況に応じた適切な支援を実施

**早期的な支援** 「待ちの姿勢」ではなく早期に把握し課題が深刻になる前に問題を解決

**継続的な支援** 自立を急がせず本人の段階に合わせ切れ目なく継続的に支援を提供

**分権的・創造的な支援** 「地域」が主役となり官民・民民が協働して支援体制を創造

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

#### 〈対個人〉

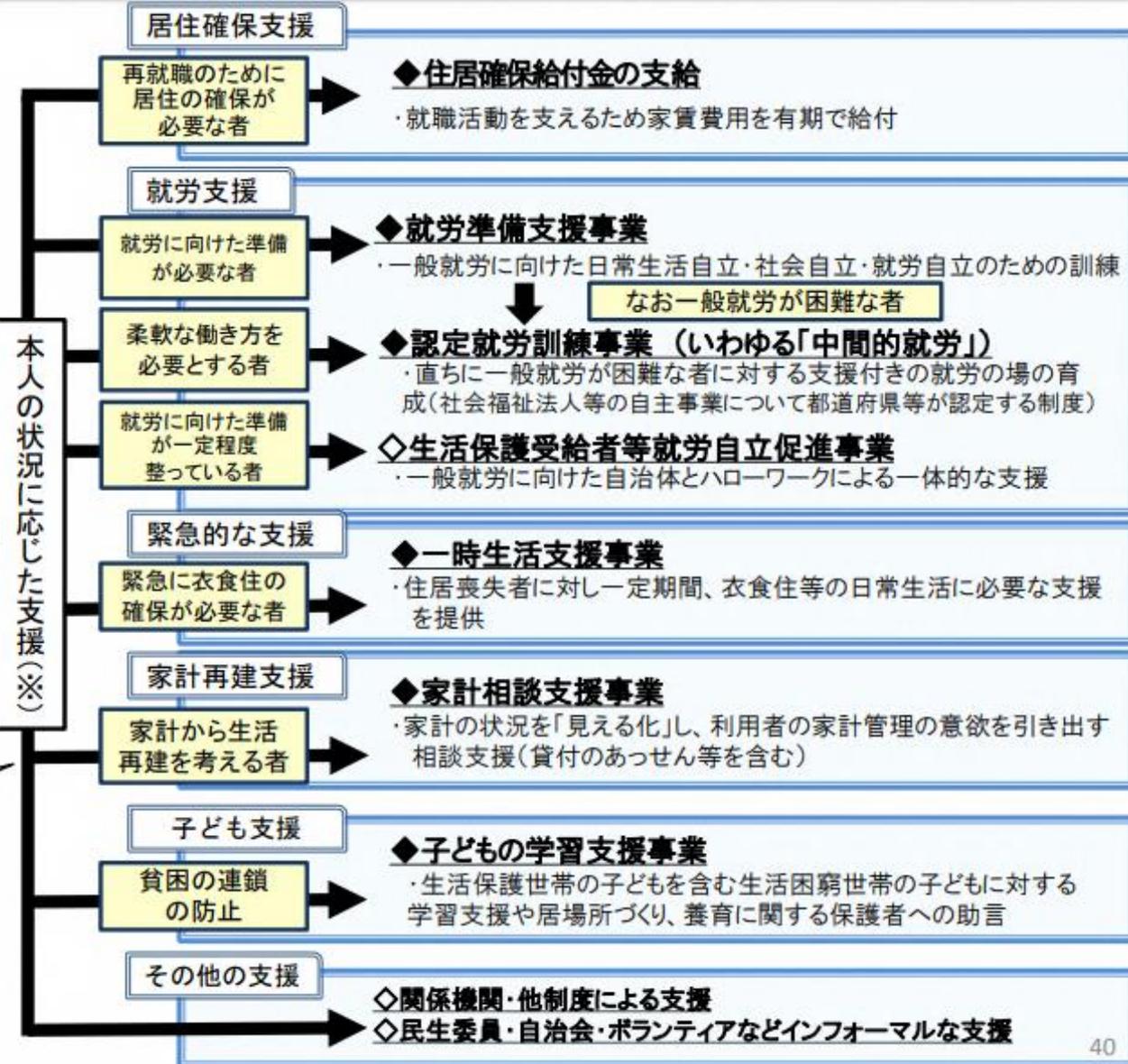
- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

#### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

## 連携通知<sup>(注)</sup>で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用

- ・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化 等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援 等

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保 等

- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携 等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知 等

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援 等

- ・農林水産分野における就労の場の確保

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供 等

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。 81

# 生活困窮者自立支援 これまでの取組

平成25年度 「生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会」(社協主催)の開催

平成26年度 「生活困窮者支援に関する方策検討会議」(市・社協共催)の開催  
高島市生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施  
自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」の設置  
「生活困窮者自立支援対策庁内連携会議」の開催

平成27年度 生活困窮者自立相談支援事業および家計相談支援事業  
の開始(国庫負担・補助事業)  
住居確保給付金交付事業の開始  
「つながり応援センターよろず運営委員会」の開催

# 生活困窮者自立支援 これまでの取組

- 平成28年度 **就労準備支援事業**の開始(国庫補助事業)  
「就労準備支援ホップ」の設置  
**困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業**の開始  
(国庫補助事業)、フリースペース3か所の開設
- 平成29年度 フリースペースの増設(3か所増➡ 全6か所)
- 平成31年度 社会福祉課内に設置された「**くらし連携支援室**」が事業を所管  
(令和元年度) 4事業を継続実施

# 生活困窮者自立支援 これまでの取組

- 平成31年度  
(令和元年度)
- ・就労準備支援事業において**アウトリーチ支援を強化**
  - ・「家計相談支援事業」を「家計改善支援事業」に名称変更
  - ・「困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業」を「生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業」に名称変更
  - ・**ひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業との共同を開始**
  - ・**「庁内連携つむぎあい会議」と、庁内連携会議を一体化**
- 令和2年度
- ・自立相談支援事業のうち**(就労支援事業)を、つながり応援センターよろずから、湖西地域働き・暮らし応援センターに変更**(委託先: 社会福祉協議会→社会福祉法人ゆたか会)
  - ・**新型コロナウイルス感染症の影響で社協の貸付相談が激増**
  - ・**住居確保給付金の支給要件が拡大**

# 生活困窮者自立支援 これまでの取組

- 令和3年度
- ・自立相談支援事業の運営管理ミーティング(月例)を、**4者(市、市社協、ゆたか会、虹の会)**での実施に**拡大**。
  - ・フリースペース、サテライト(1か所)の増設(全6か所+1)
  - ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度の開始
- 令和4年度
- ・重層的支援体制整備事業の本格実施にともない、**生活困窮者支援のための地域づくり事業**の開始(市社協)
  - ・安曇川高校との連携による新たな支援事業(仮)の協議開始
  - ・**参加支援・継続的支援事業「ふれホップ」**の開始と連携
  - ・特例貸付の終了(9月)、自立支援金の終了(12月)

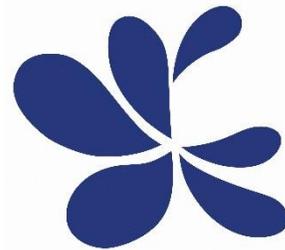
# 生活困窮者自立支援 令和5年度の方針

- 令和5年度
- ・自立相談支援機関等における「総合相談」のあり方整理
  - ・生活困窮者支援のための地域づくり事業の委託先変更。  
(市社協相談支援課⇒市社協地域福祉課)
  - ・市くらし連携支援室と成年後見サポートセンター(市社協)の連携で、権利擁護支援の中核機関機能を整備。
  - ・特例貸付利用者へのフォローアップの取組開始。

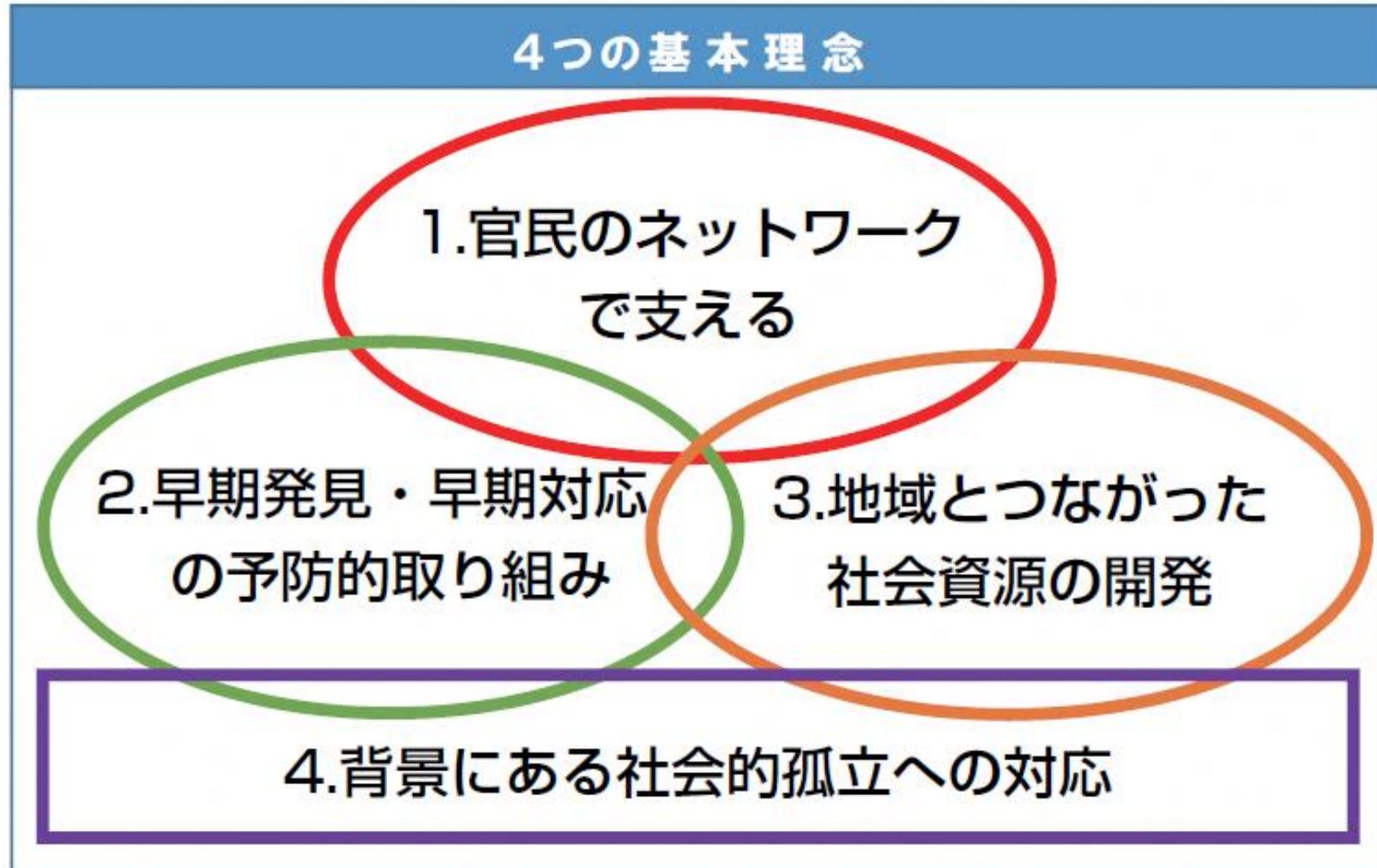
# 行政と社会福祉協議会が一体となった 事務局体制

「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じたまちづくり」に向け、高島市と高島市社会福祉協議会から職員を配置し、事務局を協働で運営

行政と社会福祉協議会がそれぞれの長所を活かし短所を補いながら事業を推進



# 高島市における 生活困窮者支援の4つの基本理念



# 高島市における 生活困窮者支援の10の活動方針

## 1. 官民のネットワークで支える

- ① 課題解決を官民協働で行うための仕組みづくり
- ② 複合的課題に対応するための専門職連携
- ③ 相談機関が相談できる場や窓口(支援者の支援)

## 2. 早期発見・早期対応の予防的取り組み

- ④ 事後的対応ではなく早期発見、早期対応の仕組みづくり
- ⑤ 住民の相談を漏らさない相談窓口
- ⑥ 子どもや若者の支援、教育と福祉の連携



# 高島市における 生活困窮者支援の10の活動方針

## 3. 地域とつながった社会資源の開発

- ⑦ 漏れる問題を横つなぎする開発力のある  
コーディネーターの配置
- ⑧ 就労先等との連携による出口資源の開発
- ⑨ さまざまな課題を包括的に受け止める地域の  
居場所づくり

## 4. 背景にある社会的孤立への対応 (社会から孤立をなくす地域づくり)

- ⑩ 住民全体の活動の推進と連携・ネットワークづくり



よえもん君

# 高島市が生活困窮者自立支援制度により 取り組む事業

## 自立相談 支援事業

自立相談支援機関  
「つながり応援  
センターよろず」  
「湖西地域働き・暮  
らし応援センター」

委託先 (福)高島市  
社会福祉協議会、  
(福)ゆたか会

### 就労準備支援事業

「就労準備支援ホップ」 委託先 (福)虹の会

### 認定就労訓練支援事業

県より認定を受けた事業者が実施(R4.6月現在:4か所)

### 家計改善支援事業

「よろず」 委託先 (福)市社会福祉協議会

### 生活困窮世帯の子どもたちの生活・学習支援事業

「フリースペース」 委託先 (福)市社会福祉協議会

### 住居確保給付金・自立支援金交付事業 (R4終了)

市が直営にて相談・審査・給付を一括で実施

# つながり応援センターよろず・働き暮らし応援センター 相談支援の実績

		H30	R01	R02	R03	R04
新規相談受付件数(総数)		103	125	486	204	125
プラン作成件数(総数)		63	82	38	42	51
就労支援対象者数		13	10	16	23	19
法に基づく事業等 利用件数	住居確保給付金	0	0	10	12	9
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0
	家計相談支援事業	17	19	15	16	17
	就労準備支援事業	5	6	5	7	16
	認定就労訓練事業	1	0	0	0	2
	自立相談支援事業による就労支援	18	17	25	27	35
その他	生活福祉資金等による貸付	1	0	12	12	9
	生活保護受給者等就労自立促進事業	0	0	0	0	0

# 生活困窮者自立支援金・住居確保給付金 相談支援の実績

- **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金**

特例貸付利用者の内、これ以上貸付を受けられない世帯等への支援金の給付  
＋就労支援

【支給額(月額)】 単身6万円、2人世帯8万円、3人以上10万円

【支給期間】 初回3か月、再支給3か月(最大6か月)

➡利用者数 39世帯(95ヵ月分) 給付額 7,640,000円 ※この間、就労支援(月1回)

- **住居確保給付金**

離職者、コロナ影響による減収者等への家賃相当額の給付＋就労支援

【支給上限額(月額)】 単身3.5万円、2人世帯4.2万円、3人～5人4.6万円など

【支給期間】 初回3か月、延長3か月×3回 (最大12か月)

➡利用者数 7世帯(31ヵ月分) 給付額 1,116,300円 ※この間、就労支援(月1回)

# 湖西地域働き暮らし応援センター／就労準備支援ホップ 令和5年度実施事業

## ○ 官民のネットワークで支える

被保護者就労支援検討会議／ハローワーク高島との定例会議／就労支援機関連絡会  
就労準備支援事業ホップ定例ケース会議

## ○ 早期発見・早期対応の予防的取り組み

困りごとの早期発見、初期相談対応／必要に応じたアウトリーチ支援、伴走的支援

## ○ 地域とつながった社会資源の開発

ふれホップ（「参加支援事業」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」）との連携。

## ○ 背景にある社会的孤立への対応

つながり応援支援者ネットワーク会議／ゆるきち通信の発行

★ふれホップとの連携